

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R7年8月現在

【補助要件・補助対象機器・補助額等】

番号	質問	回答
1	消費税込の金額が補助対象か。	原則として、消費税を除いた金額（税抜金額）が補助対象となる。
2	住宅型有料老人ホームに導入する介護テクノロジーについて、補助金を申請することができるか。	介護サービス事業所ではないため、申請できない。
3	いつまでに導入しなければならないか。	交付申請書に記載した事業完了予定年月日までに導入する必要がある。 （事業完了予定年月日は、遅くとも3月31日まで。） なお、交付決定前に発注した場合は、補助対象外となるので、ご注意頂きたい。
4	いつまで使用しなければならないか。	固定資産として導入する場合、導入した事業所において、大蔵省令に定められている耐用年数が経過するまでは、補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保の用に供することは、原則としてできないので、ご注意頂きたい。
5	「福祉用具情報システム（TAIS）」の「介護テクノロジー」として選定されていない機器について、補助対象かどうかの判断基準は何か。	実施要領別表1の各機器の定義を確認頂き、機器の導入目的及び機能等が定義の記載内容と整合性が取れているかをご確認頂きたい。
6	実施要領別表2（2）「職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器」に関して、インカムの他各種チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となるのか。	職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象となる。
7	バックオフィスソフト導入への補助要件として、介護ソフトによる一気通貫の環境が実現している必要があるか。	一気通貫が実現していなくても補助対象とする。
8	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額補助となるのか。	補助金額については、ライセンスを購入した際の支払額が補助対象となる。仮にライセンスが複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となる。一方、ライセンスが複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となる。
9	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象として差し支えないか。	補助対象となる。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R7年8月現在

【補助要件・補助対象機器・補助額等】

番号	質問	回答
10	介護テクノロジー導入の際の工事費及びメーカーからの機器説明に係る費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象としてよいか。	両方とも補助対象となる。
11	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については補助対象となる。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」(※)に対応するための改修 ※ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」
12	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。	補助対象とならない。
13	別売りのオプション、付属品等は補助対象か。	原則として、補助対象とならない。 ただし、オプション等がなければ、介護テクノロジーの機能を使用することができない場合に限り補助対象となる。
14	バッテリーが付属していない場合、別売りのバッテリーは、補助対象か。	バッテリーがなければ介護テクノロジーの機能を使用することができない場合は、補助対象となる。 なお交換用のバッテリーは補助対象とならない。
15	移乗支援（非装着型）で、スリングシート等が付属していない場合、別売りのスリング、シート等は、補助対象か。	スリングシート等がなければ移乗介護ができない場合は、補助対象となる。 (介護テクノロジー1台につき1枚のみ。スリング、シート等の種類は選択可。) 交換用のスリング、シート等は補助対象とならない。
16	移乗介護（非装着型）型の介護テクノロジーで、クッションが付属していない場合、別売のクッションは補助対象か。	補助対象とならない。
17	見守り用ベッドで、マットレスが付属していない場合、マットレスは補助対象か。	補助対象とならない。
18	ナースコールは補助対象か。	ナースコール本体のみは対象外だが、見守り機器とナースコールを連動させる場合の工事費等は補助対象となる。 詳細は別表1を参照ください。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R7年8月現在

【補助要件・補助対象機器・補助額等】

番号	質問	回答
19	床走行式リフトについて、シート、吊り具等が付属していない場合、別売りのシート、吊り具等は補助対象か。	別売りであれば床走行式リフト1台につき1枚のみ補助対象となる。（シート、吊り具等の種類は選択可。）シート、吊り具等のみの購入は補助対象とならない。
20	実施要領に「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること」と記載があるが、カスタマイズなどをして値段が変わるような機器、またオーダーメイドが前提となる製品は、対象にはならないのか。	この記載の趣旨は、研究開発品ではないことを示したものであるため、販売形態により、カスタマイズやオーダーメイドを排除している訳ではない。
21	介護テクノロジーの税抜金額が1台100万円の場合、1台当たりの補助予定額はいくらか。	1台100万円の場合は、補助予定額は75万円。（補助上限額100万円【移乗支援・入浴支援の場合】） （例） 1台90万円→補助予定額67.5万円 1台130万円→補助予定額97.5万円 1台170万円→補助予定額100万円
22	記録業務と情報共有業務が可能な介護ソフトを導入するが、既存の請求業務のシステムと連携しない場合、補助対象か。	補助対象とならない。（記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で可能となっていることが必要です。）
23	タブレットのカバーやフィルムは補助対象か。	補助対象とならない。
24	施設外で使用するための携帯型WiFi機器は補助対象か。	補助対象とならない。
25	職員増により、既存の介護ソフト（一气通貫である）のライセンスを追加購入する場合、補助対象となるか。	補助対象となる。
26	介護ソフトについて、介護老人福祉施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を運営しているが、それぞれの事業所ごとに職員数に応じた基準額が補助上限額か。	お見込みのとおり。指定事業所ごとに1事業所としてカウントする。
27	介護ソフト導入の税抜金額が100万円の場合、補助予定額はいくらか。	補助対象経費が100万円の場合は、補助予定額は75万円。（補助上限額100万円【職員数10人以下の場合】） （例） 補助対象経費130万円→補助予定額97.5万円 補助対象経費180万円→補助予定額100万円
28	本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一气通貫）と関係ない業務に利用することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一气通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としている。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一气通貫）のために使用されるべきものだが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一气通貫）が実現できていれば、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えない。
29	介護ソフトに係る更新費用は補助対象となるか。	補助対象とならない。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R7年8月現在

【補助要件・補助対象機器・補助額等】

番号	質問	回答
30	過年度に導入済の機器と、今年度に導入する機器を組み合わせる場合も「パッケージ型導入」として補助対象となるか。	補助対象とならない。（「パッケージ型導入」の条件として、全て新規導入することが必要）
31	交付要綱中の「（ウ）補助上限額等」で「1事業所当たりの補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と10,000千円を比較して少ない方の額。ただし、1申請者（法人）当たり1年度16,000千円を上限とする。」とはどういうことか。	1事業所あたりの補助上限額は10,000千円ですが、例えば同一法人で複数事業所申請する場合、1事業所あたりの補助上限額に加えて、1法人あたりの上限額（16,000千円）が適用されることを指します。 （例1）A事業所の補助対象経費が16,000千円の場合（1事業所のみ申請） ⇒ $16,000 \text{千円} \times 3/4 = 12,000 \text{千円}$ ∴ <u>1事業所当たり補助上限額が適用され、補助額は10,000千円</u> （例2）B事業所の補助対象経費が12,000千円、C事業所の補助対象経費が8,000千円、D事業所の補助対象経費が1,000千円の場合（3事業所の申請） ⇒ （B事業所） $12,000 \text{千円} \times 3/4 = 9,000 \text{千円}$ （C事業所） $8,000 \text{千円} \times 3/4 = 6,000 \text{千円}$ （D事業所） $1,000 \text{千円} \times 3/4 = 750 \text{千円}$ 計 15,750千円 ∴ 補助額は15,750千円（補助上限額の範囲内） （例3）B事業所の補助対象経費が12,000千円、C事業所の補助対象経費が8,000千円、D事業所の補助対象経費が6,000千円の場合（3事業所の申請） ⇒ （B事業所） $12,000 \text{千円} \times 3/4 = 9,000 \text{千円}$ （C事業所） $8,000 \text{千円} \times 3/4 = 6,000 \text{千円}$ （D事業所） $6,000 \text{千円} \times 3/4 = 4,500 \text{千円}$ 計 19,500千円 ∴ <u>1法人当たり補助上限額が適用され、補助額は16,000千円</u>

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R7年8月現在

【申請手続】

番号	質問	回答
1	SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（「★一つ星」又は「★★二つ星」）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてほしい。 また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えて欲しい。	詳細な条件は以下HPを確認頂きたい（同HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています）。 https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq また手続きに際して、以下を留意頂きたい。 (1)事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。 くパターン1> 事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名(姓):事業所or施設が所属する法人名 代表者名(名):事業所or施設の名称 屋号:(記入しない) くパターン2>事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名(姓)：事業所or施設の代表者の姓 代表者名(名)：事業所or施設の代表者の名 屋号：事業所or施設の名称 (2) SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。 万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。
2	予算枠を超えた申請があった場合、先着順になるのか。	先着順ではなく、提出内容等を判断基準とし、優先採択を行う。
3	法人内の複数事業所で申請を考えているが、業務改善計画書中の「計画様式①②」は事業所毎で必要か。	そのとおり。なお電子申請システム（Graffer）については、複数事業所で申請する場合も1法人1回の申請でよい。
4	「見積書の写し（最低2者以上）」とは具体的に何を提出すればよいのか。	同一の製品、サービスに関して2社以上の代理店等から見積書を取得すること。複数の製品を導入する場合は、各製品毎に見積書を取得頂きたい。
5	科学的介護推進体制加算（LIFE加算）の対象外事業所（訪問介護等）においてもLIFEの登録は必須か。	補助要件の1つとして「補助を受けた事業所は、LIFEによる情報収集に協力すること。」となっているため、必ず登録頂きたい。

(別表 1) 大分県介護テクノロジー導入支援事業に関するナースコール機器の取り扱いについて

(補助対象経費)

		見守りシステム	
		新規導入	既導入済
ナースコール	新規導入	・見守り機能付きナースコール（A社製）と見守りシステム（B社製）を連動させる場合 （例：カメラ付きナースコールとシート型見守りセンサーを連動） ⇒ナースコールもしくは見守りシステム本体のどちらか一方（※）、及び両機器を連動させるための工事費 （※）実施要領中「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は 1 機種限り）。」に基づく。 ・見守り機能付きでないナースコール（A社製）と見守りシステム（B社製）を連動させる場合 ⇒見守りシステム本体及び両機器を連動させるための工事費（ナースコール本体は補助対象外） ・見守りシステムと無線ナースコール（オプション：両方A社製）が連動するもの導入する場合 ⇒見守りシステム本体及び両機器を連動させるための工事費（ナースコール本体は補助対象外）	・見守り機能付きナースコール（A社製）と見守りシステム（B社製）を連動させる場合 （例：カメラ付きナースコールとシート型見守りセンサーを連動） ⇒ナースコール及び両機器を連動させるための工事費 ・見守り機能付きでないナースコール（A社製）と見守りシステム（B社製）を連動させる場合 ⇒両機器を連動させるための工事費（ナースコール本体は補助対象外） ・見守りシステム（A社製）にナースコール（A社製）をオプション追加する場合 ⇒両機器を連動させるための工事費（ナースコール本体は補助対象外）
	既導入済	見守りシステム本体、及び両機器を連動させるための工事費	両機器を連動させるための工事費